



山形県公報

平成18年10月17日(火)
第1785号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(食品安全対策課)...1345

### 訓 令

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行手続の一部を改正する訓令.....(同)...1346

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...同  
指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同  
都市計画事業の変更の認可.....(都市計画課)...同  
道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...1347

### 公 告

一般競争入札の公告.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...同  
同.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...1348  
同.....(出納局)...1349  
監査結果の公表.....(監査委員)...1350

### 正 誤

## 規 則

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第115号

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則(平成3年4月県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第7条中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

別記様式第5号中「第12条第4項」を「第12条第6項」に、「第12条第3項第 号」を「第12条第5項第号」に、「第12条第3項各号」を「第12条第5項各号」に改める。

別記様式第6号の2中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第10項第1号二中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

## 訓 令

山形県訓令第21号

総 務 部  
保 健 所  
食肉衛生検査所

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続の一部を改正する訓令

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続（平成3年4月県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第948号

介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地                 | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|--------------------------|-----------------------------|---------------|-----------|
| 株式会社ぬくもり<br>米沢市吹屋敷町1番32号 | ぬくもり訪問介護事業所<br>米沢市吹屋敷町1番32号 | 訪 問 介 護       | 平成18.10.5 |

山形県告示第949号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 介護予防サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------|
| 株式会社ぬくもり<br>米沢市吹屋敷町1番32号  | ぬくもり訪問介護事業所<br>米沢市吹屋敷町1番32号 | 介護予防訪問介護        | 平成18.10.5 |

山形県告示第950号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
三 川 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 三川都市計画下水道事業

(2) 名 称 最上川下流流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境公共下水道

3 変更の内容

(1) 収用の部分 平成5年10月29日山形県告示第1217号、平成8年1月5日山形県告示第10号、平成9年8月8日山形県告示第832号、平成13年1月26日山形県告示第68号の事業地に東田川郡三川町押切新田字対馬及び字茨谷地地内を追加する。

(2) 使用の部分 な し

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成22年3月31日まで

山形県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年10月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 久保桜線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|--------------------------------------------|------|------------------------|---------------|
| 長井市上伊佐沢字北掃出6255番2から<br>同 小出字荒立日月堂壱2785番6まで | 旧    | 23.2メートル<br>と<br>6.2   | メートル<br>1,222 |
| 同 上                                        |      | 250.0メートル<br>と<br>12.4 | メートル<br>1,355 |
| 同 上                                        | 新    | 23.2メートル<br>と<br>6.2   | 同 上           |
| 同 上                                        |      | 250.0メートル<br>と<br>12.4 | 同 上           |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム粒状）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年10月17日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 寒河江市大字西根字石川西355 山形県村山総合支庁西庁舎入札室（5階）

(2) 日 時 平成18年11月7日（火）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム粒状）

(2) 調達予定数量 670トン

(3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期間 契約締結の翌日から平成19年3月31日まで

(5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者であること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

寒河江市大字西根字石川西355 山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課経理係 電話番号0237(86)8111

### 5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受付期間 平成18年10月17日（火）から同月30日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課経理係

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 8 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム粒状）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年10月17日

山形県村山総合支庁長 佐藤洋樹

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 村山市榎岡苗田四丁目5番1号 村山総合支庁北庁舎入札室（4階）
- (2) 日時 平成18年10月31日（火）午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム粒状）
- (2) 調達予定数量 300トン
- (3) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間 契約締結の翌日から平成19年3月31日まで
- (5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずるものであること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
村山市楯岡笛田四丁目5番1号 山形県村山総合支庁建設部北村山総務建築課経理係  
電話番号0237(55)2121
- 5 入札参加資格の確認等  
この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。
- (1) 受付期間 平成18年10月17日（火）から同月23日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県村山総合支庁建設部北村山総務建築課経理係
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 8 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有除雪車の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成18年11月27日（月）午後3時
- 2 入札に付する事項
- (1) 入札に付する物件  
イ タイヤ・ドーザ キャタピラー 910型 初年度登録 平成元年12月 一時抹消登録済  
ロ ロータリ除雪車 ニッセキ R03A型 初年度登録 平成5年10月 一時抹消登録済
- (2) 入札に付する物件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 入札方法  
(1)に掲げる自動車ごとに総価により行う。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、(3)の要件は、2の(1)のロの物件にのみ適用する。
- (1) 地方自治法第239条第2項に規定する職員に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者に該当しないこと。
- (3) 建設業者、建設機械賃貸業者、建設業関係協同組合等であって直接自己の事業目的に使用する者又はスクラップ業者等であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号 023-630-2721

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札の詳細は、入札説明書による。

(2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に既に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書を平成18年11月16日（木）までに出納局経理課へ提出すること。

(3) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所

イ 日 時 平成18年11月9日（木）午後3時30分から4時30分まで

ロ 場 所 天童市高揃1300 総合交通安全センター

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成18年7月から平成18年9月まで実施した平成17年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成18年10月17日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関71箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------|------------|-------------|------|
| 最上総合支庁総務企画部   | 平成18年7月11日 | 田辺委員        | 加藤委員 |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 平成18年7月11日 | 田辺委員        | 加藤委員 |
| 最上総合支庁産業経済部   | 平成18年7月11日 | 田辺委員        | 加藤委員 |
| 最上総合支庁建設部     | 平成18年7月11日 | 田辺委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 病 院       | 平成18年7月11日 | 田辺委員        | 加藤委員 |
| 自 動 車 税 事 務 所 | 平成18年7月11日 | 佐藤委員        | 濱田委員 |
| 村山総合支庁総務企画部   | 平成18年7月11日 | 佐藤委員        | 濱田委員 |

|               |            |              |      |
|---------------|------------|--------------|------|
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 平成18年7月11日 | 佐藤委員         | 濱田委員 |
| 村山総合支庁産業経済部   | 平成18年7月11日 | 佐藤委員         | 濱田委員 |
| 村山総合支庁建設部     | 平成18年7月11日 | 佐藤委員         | 濱田委員 |
| 庄内総合支庁総務企画部   | 平成18年7月12日 | 田辺委員         | 加藤委員 |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 平成18年7月12日 | 田辺委員         | 加藤委員 |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 平成18年7月12日 | 田辺委員         | 加藤委員 |
| 庄内総合支庁建設部     | 平成18年7月12日 | 田辺委員         | 加藤委員 |
| 病院事業管理者       | 平成18年7月18日 | 佐藤委員<br>濱田委員 | 加藤委員 |
| 企業管理者         | 平成18年7月18日 | 佐藤委員<br>濱田委員 | 加藤委員 |
| 労働委員会事務局      | 平成18年7月25日 | 佐藤委員         | 加藤委員 |
| 生活安全調整課       | 平成18年7月25日 | 佐藤委員         | 加藤委員 |
| 食品安全対策課       | 平成18年7月25日 | 佐藤委員         | 加藤委員 |
| 総合防災課         | 平成18年7月25日 | 佐藤委員         | 加藤委員 |
| 県民文化課         | 平成18年7月25日 | 佐藤委員         | 加藤委員 |
| 管財課           | 平成18年7月25日 | 田辺委員         | 濱田委員 |
| 女性青少年政策室      | 平成18年7月25日 | 田辺委員         | 濱田委員 |
| 県議会事務局        | 平成18年7月25日 | 田辺委員         | 濱田委員 |
| 総務課           | 平成18年7月25日 | 田辺委員         | 濱田委員 |
| 監査委員事務局       | 平成18年7月25日 | 田辺委員         | 濱田委員 |
| 改革推進課         | 平成18年7月26日 | 加藤委員         |      |
| 統計企画課         | 平成18年7月26日 | 加藤委員         |      |
| 政策企画課         | 平成18年7月26日 | 加藤委員         |      |
| 情報企画課         | 平成18年7月26日 | 加藤委員         |      |
| 市町村課          | 平成18年7月26日 | 田辺委員         | 濱田委員 |

|          |            |      |      |
|----------|------------|------|------|
| 職員厚生課    | 平成18年7月26日 | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 財政課      | 平成18年7月26日 | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 人事課      | 平成18年7月26日 | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 税政課      | 平成18年7月26日 | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 産業政策課    | 平成18年8月1日  | 佐藤委員 |      |
| 工業振興課    | 平成18年8月1日  | 佐藤委員 |      |
| 商業経済交流課  | 平成18年8月1日  | 佐藤委員 |      |
| 観光振興課    | 平成18年8月1日  | 佐藤委員 |      |
| 雇用労政課    | 平成18年8月1日  | 佐藤委員 |      |
| 人事委員会事務局 | 平成18年8月1日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 学術振興課    | 平成18年8月1日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 環境企画課    | 平成18年8月1日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 循環型社会推進課 | 平成18年8月1日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| みどり自然課   | 平成18年8月1日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 管理課      | 平成18年8月23日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 交通政策課    | 平成18年8月23日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 建設企画課    | 平成18年8月23日 | 濱田委員 |      |
| 道路課      | 平成18年8月23日 | 濱田委員 |      |
| 健康福祉企画課  | 平成18年8月24日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 長寿社会課    | 平成18年8月24日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 児童家庭課    | 平成18年8月24日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 障害福祉課    | 平成18年8月24日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 都市計画課    | 平成18年8月24日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 河川砂防課    | 平成18年8月24日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |



|                   |               |      |      |
|-------------------|---------------|------|------|
| 建 築 住 宅 課         | 平成18年 8 月24日  | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 保 健 薬 務 課         | 平成18年 8 月24日  | 佐藤委員 |      |
| 森 林 課             | 平成18年 8 月28日  | 佐藤委員 | 加藤委員 |
| 農 村 計 画 課         | 平成18年 8 月28日  | 佐藤委員 | 加藤委員 |
| 出 納 局             | 平成18年 8 月28日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 農 政 企 画 課         | 平成18年 8 月29日  | 佐藤委員 | 加藤委員 |
| 経 営 安 定 対 策 課     | 平成18年 8 月29日  | 佐藤委員 | 加藤委員 |
| ス ポ ー ツ 保 健 課     | 平成18年 8 月29日  | 佐藤委員 | 加藤委員 |
| 教 育 庁 総 務 課       | 平成18年 8 月29日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 教 育 や ま が た 振 興 課 | 平成18年 8 月29日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 高 校 教 育 課         | 平成18年 8 月29日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 義 務 教 育 課         | 平成18年 8 月29日  | 田辺委員 | 濱田委員 |
| 警 察 本 部           | 平成18年 9 月 7 日 | 加藤委員 | 濱田委員 |
| 福 利 課             | 平成18年 9 月 7 日 | 加藤委員 | 濱田委員 |
| 生 産 技 術 課         | 平成18年 9 月 7 日 | 加藤委員 | 濱田委員 |
| 工 コ 農 業 推 進 課     | 平成18年 9 月 7 日 | 加藤委員 | 濱田委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 村山総合支庁総務企画部

物品の購入において、見積書の記載内容を十分に確認しないまま事務処理をしているものがある。

#### イ 村山総合支庁建設部

工事の施工において、別途発注とすべきものを設計変更で対応しているものがある。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 収 入

(ア) 行政財産の目的外使用許可において、使用料の調定が行われていないものがある。(村山総合支庁建設部)

(イ) 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料収入において、調定手続きが遅延しているものがある。(雇用労政課)

(ウ) 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料収入の調定手続き及び納付が遅延しているものがある。(障害福祉課)

#### イ 支 出

- (ア) 未請求を理由に工事代金等の支払いが遅延しているものがある。(最上総合支庁建設部)(村山総合支庁総務企画部)(庄内総合支庁建設部)(市町村課)(村山総合支庁産業経済部)
- (イ) 期末・勤勉手当の支給額が誤っているものがある。(村山総合支庁総務企画部)(人事委員会事務局)(教育やまがた振興課)(義務教育課)
- (ウ) 赴任旅費の支給額が誤っているもの及び支払いが遅延しているものがある。(庄内総合支庁産業経済部)(農村計画課)
- (エ) 資金前渡に係る精算が遅延しているものがある。(農政企画課)

ウ 契 約

- (ア) 建設工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証手続が取られていないものがある。(企業管理者)(情報企画課)
- (イ) 賃貸借契約において、予定価格と積算内訳が相違しているものがある。(建築住宅課)
- (ウ) 業務委託契約において、低入札価格調査制度を採用するとしながら、予定価格書で最低制限価格を設定しているものがある。(村山総合支庁総務企画部)

エ 補 助 金

- (ア) 補助金の交付事務において、額の確定が遅延しているものがある。(庄内総合支庁産業経済部)(スポーツ保健課)
- (イ) 補助金交付要綱に定める変更承認手続きを行っていないもの及び額の確定が遅延しているものがある。(教育やまがた振興課)
- (ウ) 補助金の交付事務において、過払いとなった補助金の返還命令が遅延しているものがある。(農政企画課)

オ 財 産

- (ア) 無償譲渡された普通財産の引継ぎ及び公有財産台帳の調製が行われていないものがある。(管財課)
- (イ) 物品(切手)の在庫管理が適切でないものがある。(市町村課)

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  |
|------------|------------|------|----|
| 平成18. 9.29 | 第1780号     | 1262 | 13 |

誤

|                                           |                                       |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| 診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療(選定療養に該当するものに限る。) | 診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.05を乗じて得た額 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|

正

|                                           |                                       |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| 診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療(選定療養に該当するものに限る。) | 診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.05を乗じて得た額 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|